

町長の退職金問題

あつせん申し立てへ

反対討論

賛成討論

違いは？

Q 裁判とあつせん仲裁との大きな違いは。

A スピーディな解決を図ることを目的としており、一般的には建築紛争や医療過誤の問題などを取扱い、手続きは裁判に比べれば簡単である。

費用は？

Q 費用的な面はどうか。

A 紛争解決センターの費用は1万5千円の規定費用と弁護士費用として着手金31万円、その他事務費等で12万円、合計で44万1千円を予定している。

任期中に結論は？

Q 町長の任期中に結論が出るよう取り組むのか。

A これがぎりぎりのタイミングと思っている。できるだけ任期中に決着できるようにお願いしていききたい。

仲裁に移行？

Q あつせんでは解決しなげれば、仲裁の手続きに移行するのか。

A 仲裁に移行することには、まず無いと受け止めている。

町長の任期満了が近いが、組合は未納があるから、退職金は支払えないとしている。損害を被る町長自身が、原告として裁判することが可能となった訳で、その決着を望んだらどうか。

(今川・斉藤)

一步前に進んで一定の結論を町民に示すことが議会の責任だと思う。
(有馬)

決算やあつせん申し立て議案など各委員会に付託し、慎重な審査の結果全議案とも可決・承認されました。

期間は？

Q 期間としては、どれくらいを予想しているか。

A おおむね3か月ぐらいい。話し合いの回数では先例では4〜5回である。

手続きは？

Q どのような手続きで行われるか。

A あつせんと仲裁の2通りがある。本町はあつせんを申し立て、センターで受理されると、退職手当組合に通知が行き、数回の話し合いの後、協定、和解の契約書を作つて解決に至る。

反対

高須 一弘
今川 光
齋藤 恒美
前田 修

賛成

太田 善彦
鳥居 体制
有馬 健治
松井晋一郎
本郷 照代
山崎 勝義
久保田芳道